

藤並駅交流施設内広告掲示設備ご利用案内

1. 利用料金

1 区画（掲示ボード 1 枚）につき 1 日 100 円です。

2. 利用期間

1 回の申込につき 1 区画で 7 日以上 3 ヶ月以内です。

期間終了日が休日の場合はその翌日までとします。

3. 利用期間更新

同じ区画については更新できませんが、期間終了日前日に新規申込が無い場合は更新して頂けます。

4. 利用申込

利用開始の 3 ヶ月前の同日（対応する日が無い場合はその前日）より申し込みして頂けます。

申込受付は有田川町役場企画財政課において、平日の午前 9 時から午後 5 時までとなっています。

有田川町において町税や納付金等に未納がある場合はご利用頂けませんのでご注意ください。

5. 利用できる広告掲示物

有田川町において決められた基準がありますので確認してください。

広告掲示物の内容を変更する場合は、変更許可の申込が必要です。

6. 利用料金の支払

利用開始日前日までに納付を完了してください。

7. 広告掲示の方法

期間開始の前日（休日の場合はその前日）から掲示して頂けます。

掲示にあたっては担当職員の確認を受けてください。（掲示作業は担当職員が立ち会います。）

8. 広告期間終了時の取扱

広告物の返還を希望されない場合は、町において処分します。

広告物の返還を希望される場合は、期間終了日の翌日から一ヶ月間保管しますが、受取の無い場合は処分します。

9. 広告掲示物の管理

広告掲示物は常に美観を損なわないよう通常の間管理を行いますが、予期しない事故等による毀損については補償しかねます。

管理上緊急を要する場合は、掲示物を一時撤去する場合がありますが、その場合の利用料は返還できませんのでご了承ください。

☆ その他の詳細については別途確認してください。

[連絡先] 有田川町役場 企画調整課 電話 0737-52-2111

(掲載の範囲)

第2条 掲示設備に掲載できる広告は、町の品位、イメージを妨げないもので、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告、その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 町税及び町からの貸付金の返済を滞納している者の広告
- (9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

藤並駅交流施設内有料広告掲示申請書

平成 年 月 日

有田川町長 様

申 込 者

名称 _____

代表者職・氏名 _____ ⑩

住所（所在地） _____

担当者職・氏名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

藤並駅交流施設内有料広告掲示取扱要綱第 7 条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告の内容			
規格及び枚数等	<input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> その他	縦	mm×横 mm _____ 枚
掲示希望期間	日	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
掲示希望枠	枠 (枠番号 _____)		
掲示期間 終了後の処理	<input type="checkbox"/> 掲示期間終了後返還を希望します。 <input type="checkbox"/> 掲示期間終了後に廃棄をお願いします。		
同意事項	申込みにあたり、申込者に係る町税納付状況調査に同意します。		

該当するものにチェック してください。

※ 掲示を希望する広告の見本を添付して申し込んでください。